

一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会  
(INSTITUTE OF CORPORATE GOVERNANCE, JAPAN)

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会、英文では、INSTITUTE OF CORPORATE GOVERNANCE, JAPAN と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、企業がより良いコーポレートガバナンスを実現していくことを支える活動を行うことで、究極的に日本企業の価値を高め、日本経済の活性化、国際競争力の強化に貢献することをすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本でのコーポレートガバナンスのあり方についての研究と情報発信
- (2) コーポレートガバナンスを担う人材の育成と紹介
- (3) コーポレートガバナンスに関するコンサルティング
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、当法人の所定の様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を得て登録した者を社員とする。

2. 当法人の社員は、当法人の定款、倫理行動基準及び各種規定を遵守しなければならない。

(会費等の負担)

第6条 社員は入会金及び別途定める年会費を納入しなければならない。

2. 納入済の入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

#### (社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その社員たる資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費を期限を3か月超えて支払わなかったとき。
- (5) 正当な理由なく二回以上連続して定時社員総会を欠席したとき。ただし、代理人を指名し又は書面により議決権を行使した場合は出席したものとみなす。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。

#### (退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、入会申込書に虚偽の記載をし、又は入会申込書においてなした宣誓に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によりその社員を除名することができる。

#### (社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (招集)

第12条 社員総会の招集及び開催地は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

### (決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

### (議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

### (議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

### (議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

### (役員)

第17条 当法人に、理事及び監事(以下、「役員」という。)を置く。

【理事】3名以上10名以内

【監事】3名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。
3. 代表理事を会長とし、理事のうち若干名を副会長、専務理事、常務理事とすることができる。

### (選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊な関係のある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - (1) 当該理事の配偶者
  - (2) 当該理事の3親等以内の親族
  - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (4) 当該理事の使用人
  - (5) 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
  - (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
3. 代表理事・会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

### (理事の職務権限)

第19条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
3. 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
4. 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 法令または本定款に定める監事の員数を欠く場合に備えて、社員総会において監事の補欠者を予め選任することができる。補欠監事の選任に係る社員総会の決議の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の開始の時までとする。なお、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

### (解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

### (報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

### (取引の制限)

第24条 役員が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその役員の債務を保証すること、および役員以外の者との間において当法人とその役員との利益が相反する取引

#### (責任の一部免除又は限定)

第25条 当法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当法人は、理事会の決議によって、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。)又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金50万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### (理事会規程)

第31条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第6章 基金

#### (基金の拠出)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、一般法人法第141条の規定に従って、拠出者に対して返還することができる。
3. 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会又は清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

#### (事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、次の第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2. 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### **(剰余金の分配禁止)**

第36条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

#### **(残余財産の帰属)**

第37条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、東京都に帰属させる。

#### **(法令の準拠)**

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。